

令和 年 月 日

潮来市水道事業
潮来市長 原 浩道 様

誓 約 書

給水装置設置工事の申請にあたり、メーター器の設置位置は潮来市水道事業の基準に従わなければなりません。申請者の都合により、やむを得ず給水装置工事申請書記載の位置に設置することについて、下記のとおり誓約します。

また、当該給水装置を第三者に譲渡等する場合も、この誓約事項を継承させます。

記

1. 給水装置設置場所：茨城県潮来市
2. 設 置 理 由：
3. 誓 約 事 項
 - (1) 1次止水栓以降の給水管等の維持管理は申請者が行います。
 - (2) 1次止水栓以降で給水管の漏水や不具合が発生した場合、申請者の責任及び負担にて速やかに修繕します。
 - (3) 上記誓約事項に関して、潮来市水道事業に苦情・異議の申し立ては致しません。

申請者
住所

氏名

印